

平成17年度の献血推進の実施状況等一覧

第1節 平成17年度に献血により確保すべき血液の目標量

段落	平成17年度の記述	実施状況	平成18年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
1	平成17年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤0.2万リットル、赤血球製剤47万リットル、血小板製剤15万リットル、血漿製剤26万リットルであり、それぞれ0.2万リットル、48万リットル、16万リットル、29万リットルが製造される見込みである。	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度の確保目標量198万リットル、平成17年4月～12月の確保量148万リットル、目標達成率74.7%。 昨年度同時期では、151万リットル確保、目標達成率68.9%。 目標は概ね達成できる見通しである。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年程度の供給状況等をもとに、献血目標量を算出し、反映する。
2	さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成17年度には、全血採血により134万リットル及び成分採血により64万リットル(血小板採血32万リットル及び血漿採血32万リットル)の計198万リットルの血液を献血により確保する必要がある。		

第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

(1) 献血に関する普及啓発活動の実施

段落	平成17年度の記述	実施状況	平成18年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
3	国は、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、国民に対し、教育及び啓発を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度においては、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生に伴う献血制限の実施と、それに先立ち17年3月～4月において血液製剤の在庫が著しく減少したことから、省内に「献血推進本部」を設置し、献血の推進を強化。 【具体的な取り組み】 	<ul style="list-style-type: none"> 献血に関する普及啓発活動を行うに当たっての基本的な考え方であり、今後とも継続して実施する必要がある。平成18年度は、効果的なキャンペーンを推進するとともに、将来にわたって安定的に血液製剤を供給していくための体制を維持し、国内自給を確保していくため、「献血構造改革」を行うものとする。具体的には、若年層への重点的な啓発活動、企業等に対する集団献血への協力呼びかけ、複数回献血者へのきめ細かな対応等を行う必要がある。
4	都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民に献血に参加していただくため、地域の実情に応じた啓発を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣による閣議での呼びかけ 街頭での献血の呼びかけ 献血推進キャラクター「けんけつちゃん」の開発 都道府県行動計画の策定 	
5	採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者が継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。そのため、献血者に必要な情報を提供すること等により、献血への一層の理解と協力を呼びかけることが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> なお、検査目的献血に対しては、HIV検査相談マップ(健康局研究班作成)などを献血ルームに配備するとともに、都道府県における献血推進協議会やエイズ対策推進協議会などのエイズ関係者が集まる場での参加交流を進めることとしている。 	

6	<p>国、都道府県、市町村及び採血事業者は、国民に対し、献血の必要性や血液の利用実態等について正確な情報を伝える必要がある。また、各種の普及啓発を実施するとともに、献血者等の意見を踏まえ、その手法等の改善に努める必要がある。さらに、血液製剤の安全性を確保するため、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき感染症の検査を目的とした献血を行わないよう周知徹底する必要がある。</p>	<p>また、政府広報(新聞、ラジオ、テレビ、広報誌等)やキャンペーンポスターを活用して、感染症の検査目的の献血をしないよう呼びかける文言を記述し周知徹底を実施。</p> <p>・国は、平成17年8月、血液製剤の安全性及び供給状況に関する情報を「血液事業報告」(年報)として簡潔かつ網羅的にとりまとめ、関係機関へ配布するとともに、厚生労働省のホームページへの掲載も行った。</p>
7	<p>これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する必要がある。</p>	

①「愛の血液助け合い運動」等の実施

段落	平成17年度の記述	実施状況	平成18年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
8	<p>国は、都道府県及び採血事業者の協力を得て、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月から2月までに「はたちの献血キャンペーン」を実施し、特に必要性が高い400ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、ポスター等の必要な資料を作成し、関係者に提供するものとする。また、都道府県及び採血事業者においても、必要な資料を作成し、関係者に提供することが必要である。</p>	<p>・平成17年7月「愛の血液助け合い運動」を実施。文部科学省ほか23団体に後援依頼。協賛は3団体。また、各省庁に協力依頼を發出。加えて、都道府県に実施通知、政令市・特別区に協力依頼を通知。</p> <p>・平成18年1月～2月「はたちの献血キャンペーン」を実施。3団体に後援依頼、各省庁に協力依頼を發出、都道府県に実施通知、政令市・特別区に協力依頼を通知。</p> <p>・また、PRの在り方を再評価し効果的な手法を検討するため、若年層を対象とした意識調査を行っているところ。</p>	<p>・平成18年度においては、これらの献血推進を行うにあたり、国民の理解及び協力を得るための効果的なキャンペーン活動を推進する。</p>
9	<p>国は、様々な媒体を活用して献血への理解と協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求めるものとする。</p>	<p>・平成15年7月に厚生労働省のホームページに「血液事業の情報ページ」を開設。</p> <p>・平成16年7月より「血液事業報告」を作成し、日本赤十字社、都道府県等に配布し、血液事業の主要な関係者である献血者等に対し、幅広く周知。</p> <p>・平成17年度において、著名人を起用した街頭キャンペーンや、献血推進のためのキャラクター「けんけつちゃん」を作成し、新たな普及啓発を実施。</p>	

10	国は、都道府県献血推進計画の策定に技術的支援を行うとともに、その達成に向けて計画の進捗よく状況等を把握し必要な助言を行うものとする。	・都道府県献血推進計画及び行動計画について、必要な指導等を行った。
11	都道府県及び市町村は、様々な媒体を活用し、採血事業者の協力を得て、献血の推進に関する資料を関係者や住民に提供すること等により、住民に献血への理解と協力を呼びかけることが必要である。例えば、献血の必要性に関する教育及び啓発資料の作成、広報等を活用した献血場所の周知、献血未経験者が参加しやすいイベントの開催等が挙げられる。	・各自治体が策定した都道府県献血推進計画及び行動計画に則り、各種取組を進めている。

②献血運動推進全国大会の開催等

段落	平成17年度の記述	実施状況	平成18年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
12	国は、都道府県及び採血事業者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、7月に献血運動推進全国大会を主催するものとする。	・平成17年7月、献血推進運動全国大会を開催。(和歌山県)	・平成18年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
13	国及び都道府県は、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し表彰を行うものとする。	・厚生労働大臣から、100名に表彰状を、341名に感謝状を交付。	・平成18年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。

③献血推進運動中央連絡協議会の開催

段落	平成17年度の記述	実施状況	平成18年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
14	国は、都道府県、市町村、採血事業者、民間の献血推進組織等の代表者の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進する上での課題等について協議を行うため、10月に献血推進運動中央連絡協議会を開催するものとする。	・平成17年10月 献血推進運動中央連絡協議会開催	・平成18年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。

④献血推進協議会の活用

段落	平成17年度の記述	実施状況	平成18年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
15	都道府県は、献血に対する住民の理解と協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、献血推進協議会を設置することが重要であり、定期的を開催することが求められる。市町村も、同様の協議会を設置することが望ましい。	・献血推進協議会は、47都道府県、1,359市町村及び188保健所において設置済み(17年4月1日現在)。	・平成18年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。

16	献血推進協議会には、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関等から幅広く参加者を募ることとする。	「献血推進協議会設置要綱(案)」(昭和39年11月11日厚生省生物製剤課長通知別添)に規定されているとおり。	・平成18年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
17	都道府県及び市町村は、このような献血推進協議会を活用することにより、採血事業者及び血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定を始めとして、献血に関する教育及び啓発を検討し、民間の献血推進組織の育成等を行うことが必要である。	・献血推進協議会は、47都道府県、1,359市町村及び188保健所において設置済み(17年4月1日現在)。	・平成18年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。

⑤若年層の献血への理解を深めるための普及啓発

段落	平成17年度の記述	実施状況	平成18年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
18	国は、高校生を対象として、献血について解説したテキスト等を作成するものとする。これらを活用し、国は、都道府県及び市町村と協力して、高校生に献血への理解を深めるための普及啓発を行うものとする。また、中学生を対象として、血液全般についての資料を配布することで、血液及び献血についての正しい知識の普及啓発を行うものとする。なお、普及啓発において国は都道府県及び市町村と協力して行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年3月、高校3年生向けの啓発資料「献血ホップ、ステップ、ジャンプ」を作成(生徒用として130万部及び教員用として11万4千部)し、各都道府県、教育委員会、高校等の教育機関に配布。 ・配布に当たっては、文部科学省スポーツ・青少年局学校保健教育課の協力を得た。 ・平成17年度においては、高校生が興味を持てるよう内容を大幅に見直すとともに、新たに、中学生向けの資料を作成し、配布することとしている。 	・平成18年度においても、高校生及び中学生を対象とする啓発資料を引き続き継続する必要がある。また、採血事業者は国と連携して若年層献血者の確保と正しい知識の普及啓発を図るため、献血セミナーや血液センター等の見学会を実施する。都道府県及び市町村は、当該事業の推進に協力することが必要である。
19	国は、献血血液の安定供給や安全性確保に係る諸問題に対処するため、若年層の献血に対する意識調査を行い、今後の献血者の担い手となる若い献血者を確保するための献血推進方策や、検査目的献血の防止のための啓発の在り方を検討し、対策を講ずることとする。	・平成18年1月～2月の「はたちの献血キャンペーン」期間中に実施。	・現在実施している若年層を対象とした意識調査の結果を踏まえて、効果的なキャンペーン活動を推進する。
20	都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高めるため、学校等において、ボランティア活動である献血について情報提供を行うことが求められる。	・都道府県献血推進計画及び行動計画に則り実施している。	・平成18年度においても、引き続きこれらの取組を進める必要がある。

(2) 献血の推進に際し、配慮すべき事項
①献血者が安心して献血できる環境の整備

段落	平成17年度の記述	実施状況	平成18年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
21	採血事業者は、献血者が安心して献血できる環境の整備を行うことが必要である。具体的には、献血者の個人情報保護するとともに、採血の業務の管理を適正に行うことにより、採血時の安全性を確保し、採血時の事故に備える等の措置を講ずることが重要である。	・献血者の個人情報の保護を採血事業者に義務付けた血液法(第37条)及び同法第21条に基づく「採血の業務の管理及び構造設備に関する基準」が施行され、日本赤十字社において、これらの規定に基づく取組が行われているところ。	・平成18年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
22	採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血者を懇切丁寧に処遇し、不快の念を与えぬように特に留意する必要がある。また、献血者の要望を把握し、これを踏まえて、献血受入体制の改善に努めることが必要である。	・日本赤十字社は、各地域の実情を踏まえ、職員等に対し接遇研修を実施するとともに、移動採血車の増車、採血所の設備の改善、開設日の調整等を実施しているところ。	・平成18年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
23	国は、採血事業者によるこれらの取組を支援するものとする。都道府県も、同様の支援を行うことが求められる。	・国は、血液事業を円滑に推進するための財政支援を実施中。	・平成18年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
24	また、国は献血に伴う健康被害の予防対策の充実や献血後の健康被害の救済等についての検討を行い、安全で安心な献血の体制を確保するために必要な措置を講ずるものとする。	・国は、平成16年9月から「安全で安心な献血の在り方に関する懇談会」を開催し、献血に伴う健康被害の予防対策の充実や献血後の健康被害の救済等について検討を行った。	・平成18年度においては、国は「安全で安心な献血の在り方に関する懇談会」の検討結果を踏まえ、秋頃を目途に、国の適切な関与の下で、健康被害救済制度を設けることとする。

②血液検査による健康管理サービスの充実

段落	平成17年度の記述	実施状況	平成18年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
25	採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際し、生化学検査等献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者が希望する場合は、その結果を通知することが必要である。	・日本赤十字社は、献血を希望する者のうち、通知を希望した全員に対し7項目の生化学検査成績を通知している。また、成分採血、400ml全血採血を行った者には、あわせて8項目の血球計数検査成績を通知している。また、献血での生化学検査等の結果を本人を介して地方自治体、医療機関等関係機関へ円滑に提供できる手法について、情報提供する。	・平成18年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。

26	国は、採血事業者によるこれらの取組を支援するものとする。また、献血者の健康管理に資する検査の充実は、自発的な無償供血に矛盾せず、献血の推進に有効であることから、健康管理サービスの検査項目を生活習慣病対策に必要な項目と関連付けることを検討するものとする。	・国は、日本赤十字社の行う献血者に対する健康管理サービスに対して経費の一部を補助しているところ。	・平成18年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------	----------------------------------

③献血者の利便性の向上

段落	平成17年度の記述	実施状況	平成18年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
27	採血事業者は、立地条件等を十分考慮して採血所を設置するとともに、効率的に採血を行うため、移動採血車による採血等、献血者の利便性に配慮した献血受入体制の整備及び充実を図ることが必要である。	・日本赤十字社は、各地域の事情を踏まえ、献血会場の案内員の配置、市町村・警察署の協力を得た市内中心部での献血の受け入れ、交通アクセスの良い場所への採血所の移転等を実施しているところ。	・平成18年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
28	都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して、移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入に協力することが重要である。	・都道府県及び市町村は、各地の実情に応じ、赤十字血液センターと協議して、採血日程の調整、公共施設の提供、広報の連携等を行っている。	・平成18年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
29	国、都道府県及び市町村は、採血事業者による献血の受入れが円滑に行われるよう、献血場所の確保等に関し、必要な措置を講ずることが重要である。	・国は、日本赤十字社の行う献血ルームの整備について財政支援を実施中。 ・都道府県及び市町村は、各地の実情に応じ、献血会場の提供等を行っている。	・平成18年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。

④まれな血液型の血液の確保

段落	平成17年度の記述	実施状況	平成18年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
30	採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼することが重要である。	・国は、外部の研究班に委託して、特殊血液調査を実施している。 ・なお、本委託調査は、昭和61年度から継続して実施されているものである。	・平成18年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
31	国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査をすることが必要である。		

⑤複数回献血の推進

段落	平成17年度の記述	実施状況	平成18年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
32	採血事業者は国と連携して、各血液センターに、複数回献血者を構成員とするクラブを設立して各種サービスの提供を行い、複数回献血を推進し、献血血液の安定供給や安全性確保に資することとする。都道府県及び市町村は、当該制度の推進に協力することが必要である。	・複数回献血者の確保のため、各血液センターにおいて複数回献血クラブを設置し、情報誌の配布や健康相談等を実施する。	・平成18年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。

⑥採血基準の在り方の検討

段落	平成17年度の記述	実施状況	平成18年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
33	国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを行うものとする。	・平成17年度厚生労働科学研究において安全性の確立を図ることとしている。	・平成18年度においても、引き続き検討を進める必要がある。

⑦血液製剤の安全性の向上に関する献血の在り方の検討

段落	平成17年度の記述	実施状況	平成18年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
34	国は、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、採血事業者と連携して、献血者に対する健康管理サービスの充実等による健康な献血者の確保、献血者の本人確認の徹底等の検査目的献血の防止のための措置を講ずること等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上するための対策を推進するものとする。	・「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、着実に推進しているところ。	「輸血医療の安全性確保のための総合対策」を着実に推進するとともに、未実施の項目については、迅速な対応を図る。

(3) その他関係者による取組

段落	平成17年度の記述	実施状況	平成18年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
35	官公庁及び企業等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。	・平成17年4月から5月にかけて、日本経済団体連合会理事会及び東京都経営者協会に企業献血及び献血のための休暇取得を容易にするよう要請。 ・平成17年4月～9月において、日本赤十字社は、厚生労働省をはじめとする中央官庁において延べ22回の出張採血を実施し、計3,161人の献血を受入れた。官公庁に所属する団体に対しては1,167団体に対し延べ1,545回の献血を実施し、延べ49,063人の献血を受入れた。 ・その他の事業体に対しては、23,068団体に対し延べ26,426回の献血を実施し、延べ770,156人の献血を受入れた。	・平成18年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。

第3節 その他献血の推進に関する重要事項

(1) 献血推進施策の進捗状況等に関する確認・評価

段落	平成17年度の記述	実施状況	平成18年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
36	国、都道府県及び市町村は、血液事業の担当者が協議する会議を開催し、献血推進のための施策の進捗状況について確認及び評価を行うとともに、採血事業者による献血の受入れの実績についての情報を把握し、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行うことが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年4月 都道府県等献血推進担当課長会議開催 平成17年4月～5月 血液関係ブロック会議開催 平成17年10月 血液事業担当者会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度においても、血液関係ブロック会議及び血液事業担当者会議を開催する必要がある。
37	国は、献血推進運動中央連絡協議会等を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について都道府県、市町村及び民間の献血推進組織等と認識を共有するとともに、必要な措置を講ずるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年10月開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。

(2) 災害時等における献血の確保等

段落	平成17年度の記述	実施状況	平成18年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
38	国、都道府県及び市町村は、災害時等における献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な媒体を活用し、需要に見合った広域的な献血の確保を行うことが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 国は、防災計画において、緊急時の医薬品等の確保について規定している。 日本赤十字社は、業務標準において災害対策を規定しており、災害対策マニュアルが策定されている。 幾つかの都道府県では、献血支援計画及び防災計画において対応を規定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
39	国、都道府県及び市町村は、災害時において、製造業者等関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。		
40	採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れに協力する必要がある。		

平成17年度における都道府県献血推進情報一覧(平成18年2月1日現在)

県No	都道府県	献血推進事業		イベント等の予定		
		事業名	概要	月日	事項	概要
1	北海道	ティーンズドナー献血推進キャンペーン	若年層の献血者を確保するとともに、さらに、これら献血者を増やしていくことを目的として、減少傾向にある10歳代～20歳代の献血者を対象とした啓発キャンペーンを実施している。	10月29日・30日	ティーンズドナー献血推進キャンペーンイベント	左記の献血推進事業と連動し、地元ラジオ局とタイアップし、番組公開イベントを開催するなど普及啓発を行った。
2	青森県	青森県学生献血推進連絡協議会開催(5回開催)	平成17年1月に組織したもので、県内6大学が参加している。学内献血、県献血感謝の集いのボランティア、クリキャン参加等々、献血推進活動を行っている。	8月11日	「献血感謝の集い」の開催	表彰状・感謝状の伝達及び贈呈、講演会を実施した。
3	岩手県	献血推進特別事業・・・岩手県献血マスコットキャラクター・愛称策定事業	岩手県献血マスコットキャラクターデザイン及び愛称を県内の高校生、大学生から募集し、献血普及啓発に活用することにより、若年層を中心とした一層の献血の推進を図るものである。	7月20日	知事及び日赤県支部長感謝状贈呈式	献血推進協力団体等に対し、知事及び日赤県支部長感謝状を贈呈する。併せて厚生労働大臣表彰状及び感謝状の伝達をおこなう。
4	宮城県	Heartyちゃんの愛の献血70字ストーリー募集事業	献血に関する70字以内のショートストーリー仕立ての文章を募集し、優秀作品を表彰するとともに、ラジオCM化して「はたちの献血キャンペーン」期間中に放送する。			
5	秋田県	秋田県薬事審議会	本県では、新たに条例設置した「秋田県薬事審議会」において本県の献血推進計画及び献血目標を諮問し、策定している。			
		地域保健医療福祉協議会 献血推進部会	各地域振興局(保健所)ごとに、献血推進部会を設置し、医師会等の関係機関や、一般住民の意見を取り入れ、地域においてその実情にあった献血の推進を展開する。	適年(60回/年)	ふれあい献血キャンペーン	地域のイベント会場やショッピングセンター等において、献血思想の普及啓発を行うとともに、献血を実施する。
6	山形県	若年層献血普及啓発事業	「ヤングブラッドキャンペーン」として、ラジオでの献血啓発メッセージの放送。ポスター作成、配布。	7月27日	献血功労団体感謝状贈呈式	献血推進に功労のあった団体に対し、感謝状等の贈呈を行った。
7	福島県	献血推進事業(キビチーちゃんファンクラブ支援事業)	14校のモデル高等学校を選定し、各校は自主的に校外での献血の普及啓発活動を実施する。また、活動記録は壁新聞とし、県内の全高等学校等に配付し、献血思想の普及啓発を図る。なお、各校の活動を支援するため、県は、献血に関する情報及び資料を提供した。	7月1日～29日(延べ11日間)	県内市町村訪問	「愛の血液助け合い運動」街頭キャンペーンに併せて、県と血液センターが全市町村を訪問し、献血推進の強化を図った。
8	茨城県	若年層普及啓発事業	地元大学学園祭にて、献血キャンペーンを実施。コンサート、啓発資料の配布を行い、献血や献血ルームのPRを図った。	2月5日	水戸ホーリーホック献血ゴールキャンペーン	地元Jリーグチーム選手によるサイン会や抽選会を献血ルームにて実施し、献血ルームのPRを図る。
9	栃木県	献血PRキャッチフレーズ募集	県内に在住・通学・通勤している16歳から29歳までの若者を対象に、献血PRキャッチフレーズを募集した。	7月28日	献血功労者表彰式及び記念コンサートの開催	献血運動の推進に功績のあった団体・個人を表彰するとともに、一般県民が参加可能な啓発イベントを開催する。
10	群馬県	献血推進対策本部の設置	国内においてvCJDの発生が確認されたことによる献血制限で、血液が不足し血液製剤の供給に支障をきたさないよう、平成17年4月18日付けで知事を本部長とする群馬県献血推進対策本部を設置し、献血の協力を呼びかけた。	7月23日	群馬県献血推進県民大会の開催	厚生労働大臣表彰状・感謝状の伝達、献血推進協議会長感謝状の贈呈、日本赤十字社献血有功章の伝達等(参加人数400名)
11	埼玉県	若年層献血の推進	1. 埼玉県献血マスコット「エビオ君」を用いた啓発資料による啓発普及活動○「エビオ君」着ぐるみの各種イベント等での活用○献血横断幕・タスキ製作○携帯のぞき見防止シート等各種グッズ製作 2. 高校生献血メッセージ放送	7月27日	彩の国さいたま第36回「愛の血液助け合いの集い」	献血推進ポスターコンクール表彰・献血功労者等の表彰を実施し、広く県民各層に献血思想の普及と献血への理解と協力を求める
12	千葉県	若年層普及啓発事業	高校生から募集した献血に関する標語及びポスターを用いてリーフレットを作成し、成人式会場等で配布するほか、標語とポスターを用いた交通広告を実施することにより献血思想の普及啓発を図る。	10月27日	平成17年度千葉県献血感謝のつどい	献血運動の推進に関し、積極的に協力し、模範となる実績を示した個人、団体及び高校生から募集した献血に関する標語及びポスターの優秀作品について表彰を行う。
13	東京都	1 効果的な広報の実施 2 若年層普及啓発事業 3 適正使用の推進	1 赤血球の在庫予報をホームページにおいて、毎週更新し、最新情報を都民に提供し献血の協力を依頼した。 2 中学生を対象とした啓発資料の作成配布を行い、血液や献血についての基礎知識の普及を図った。 3 FFPとアルブミン製剤に関する適正使用のリーフレットを作成し、医療現場で実際に輸血医療を担う医療従事者等に普及啓発を行った。	11月18日	東京都輸血療法研究会	献血功労者に対する厚生労働大臣表彰状等の伝達・知事表彰状の贈呈式を実施するとともに、医療機関管理者等を対象とした、適正使用に関するシンポジウム等を実施し、今年度改定された指針の周知を図った。

平成17年度における都道府県献血推進情報一覧(平成18年2月1日現在)

県No	都道府県	献血推進事業		イベント等の予定		
		事業名	概要	月日	事項	概要
14	神奈川県	・秋のかながわ献血キャンペーン ・献血協力団体(事業所)への献血協力依頼 ・はたちの献血キャンペーン	・横浜マリノス及び血液センターと連携し、効果的なPR活動を実施した。 ・冬期の血液確保対策として、県内の献血協力団体(事業所)に対し、献血受入れを県から依頼した。 ・はたちの献血キャンペーンの広報媒体として、県内映画館で放映するニュース映画を取り入れた。	7月17日 11月26日	・川崎フロンターレ献血応援試合 ・ボラフェスタ IN KANAGAWA 2005 ・献血の絵ポスター展	・川崎フロンターレの協力のもと、「献血応援試合」と銘打ち、血液センター主催の献血啓発イベントに参画、協力した。 ・学生ボランティア及び血液センターが実施する「ボラフェスタ IN KANAGAWA 2005」を支援した。 ・小中学生を対象とした献血の絵ポスターの展示会を「ボラフェスタ IN KANAGAWA 2005」と同時開催した。
15	新潟県	高校生への献血普及啓発	高等学校での献血講演会、高校生の献血意識調査の実施	7月30日	新潟県献血感謝のつどい	献血功労者表彰、体験発表等
16	富山県	献血推進事業	1 シネアド(映画館CM)の活用 献血への関心を深め、その重要性及び必要性を広く、確実に県民に訴えるため、映画館におけるCMを活用した広報を行った。 2 献血啓発ポスターの募集 県民、特に次世代を担う小・中学生に献血についての理解を深めてもらうためポスターを募集した。 なお、優秀作品は県内数箇所巡回展示するほか、献血啓発資材等のデザインに使用した。	7月30日	平成17年度献血運動推進富山県大会	1 目的 すべての血液製剤を献血によって確保する体制の早期確立のため、広く県民各層の間に献血思想の普及を図るとともに、特に成分献血と400mL献血への理解と協力を求めることを目的とする。 2 主催 富山県・日本赤十字社富山県支部・富山県献血推進協議会 3 内容 ・表彰状等授与 ・体験発表 ・特別講演
17	石川県	献血思想普及啓発事業	県内全域にわたり、路線バスに車内額面広告を掲載した。(資材は、前年度の献血ポスターコンクール作品を使用)	10月1日、22日、29日	若年層普及啓発事業	大学祭において、献血普及キャンペーンを行い、啓発資材及びリーフレットを配付した。
18	福井県	若年層に対する普及啓発事業	学生を対象とした啓発資材の配布や街頭キャンペーンを通じて、献血に対する知識の普及と協力を図る。	1月25日～29日	はたちの献血キャンペーン	若者が多く集まる大型ショッピングセンターにおいて、臨時採血所の開設を行うとともに、街頭キャンペーンを実施した。
19	山梨県	山梨県献血運動推進大会	献血功労者の表彰、講演会等	7月9日	愛の血液助け合い運動街頭キャンペーン	甲府駅前等での啓発物品の配布
20	長野県	若年層普及啓発事業	全高校生を対象に献血パンフレットを配布し献血への理解を求めるとともに、学校訪問等により献血の機会を設ける要請活動を展開した。	10月28日～30日 1月7日～9日 2月17日～19日(予定)	献血ルーム体験運動	大型商業施設に「臨時献血ルーム」(3日間)を設置し、献血への協力を求めるキャンペーンを実施 H17.10.28～30 献血者数265人 H18.1.7～9 献血者数326人 H18.2.17～19 (準備中)
21	岐阜県	「献血に寄せる短歌」募集事業	献血協力への啓発を図ることを目的として、6月から8月まで「献血に寄せる短歌」を募集した。応募522首の中から入賞作品を選考し、啓発に利用している。	10月31日	献血普及推進記念大会開催事業	「献血感謝の集い」を開催し、表彰状・感謝状の贈呈式典及び健康をテーマにした講演を行った。
22	静岡県	「アポちゃんサポーター」事業	高校生を献血広報ボランティア「アポちゃんサポーター」として委嘱し、地域、学域での活動を通して献血意識の普及を図る。	8月2日	平成17年度静岡県献血推進大会	愛の血液助け合い運動の一環として、県民に献血推進への協力を呼び掛けるとともに、献血推進に積極的に貢献した個人、団体を表彰する。
23	愛知県	若年層対策 献血活動市町村支援 献血推進ボランティア団体育成 献血功労者の表彰	県内の高校2年生全員に啓発パンフレットを配布 献血推進担当者研修会の実施 啓発資材を作成し、各市町村と協力して啓発活動を行う。 献血推進リーダー研修会の実施 地域・職域献血グループへの啓発、ライオンズクラブなどボランティア団体への働きかけを行う。 愛知県献血運動推進大会の開催	8月18日・19日 及び 22日～24日 12月18日	○親子献血教室の開催 ○学生クリスマス献血キャンペーン	○小学4～6年生の親子を対象にのべ5日間親子献血教室を開催した。(30～40名/回) おもしろ血液ゼミナール「血液型ってなあに？」 血液型無料判定 血液センター内の見学(採血・検査・製剤・供給の全工程) 主催:愛知県赤十字血液センター 後援:愛知県(18年度は主催予定) ○学生献血連盟との共催のもと、お笑い芸人や学生献血連盟の主催によるステージを企画し、献血をよびかけた。

平成17年度における都道府県献血推進情報一覧(平成18年2月1日現在)

県No	都道府県	献血推進事業		イベント等の予定		
		事業名	概要	月日	事項	概要
24	三重県	ヤングミドナサポーターみえ事業	少子高齢化により、今後、血液が不足すると予想されていること、また、若年層の献血離れが進んでいること等に対処するため、高校のインターアクトクラブ(国際的な奉仕活動や地域社会へのボランティア活動を行うクラブ)の顧問、大学生、専門学校生等を含む組織により、若年層への献血の推進、啓発を行う。 ○献血イベントへボランティアとして参加 ○血液センター見学会への参加	7月～8月 12月 1月～2月(予定) 3月(予定)	愛の献血助け合い運動 クリスマス献血 ウインター献血キャンペーン スプリング献血キャンペーン	県内各地域において、献血推進協議会、市町村、血液センター等の協力のもと、献血推進キャンペーンを開催する。会場では、ヤングミドナサポーターが献血への呼びかけを行い、啓発用ティッシュの配布、地元サークルによるダンスパフォーマンス、三重大学応援団による演奏等々を実施する。
25	滋賀県	献血学習事業	県下の高校を訪問し、献血についての学習をお願いしている。平成16年度から実施校を拡大し、18年度で全ての高校を訪問する。その一環として、今年度は県下のある高校での夏期ボランティア集中講義の中に、街頭献血啓発活動を取り入れてもらった。	7月24日 8月2日 8月6日 12月23日・25日 1月6日・8日	湖北長浜1000人献血運動 愛の献血感謝のつどい サマー献血 クリスマス献血キャンペーン はたちの献血キャンペーン	湖北長浜1000人献血の会による街頭啓発活動 献血協力団体への表彰、感謝状の贈呈等 学生ボランティアによる街頭啓発活動 学生ボランティアによる街頭啓発活動 滋賀県青年赤十字奉仕団主催による街頭啓発活動
26	京都府	健康づくりアドバイス(栄養相談)事業	府内の大学等で実施される移動献血に併せて、栄養士による健康づくりアドバイス(栄養相談)を実施し、学生の生活改善と健康づくりを支援することで、献血適格者を増やし、献血者の拡大と確保を図る。			
27	大阪府	献血啓発作品募集事業	若年層を中心に献血を題材にした様々な作品を募集することにより献血啓発を図る。	12月7日	大阪府献血感謝のつどい	献血功労者表彰にあわせ講演会を実施。
28	兵庫県	若年層普及啓発事業(高校生ボランティア「献血啓発サポーター」事業)	県下26校の高等学校において、生徒の中からボランティアを「献血啓発サポーター」に委嘱し、文化祭等の場を活用して、献血に関する校内での啓発活動を展開した。	10月30日	学生献血推進イベント事業	県民イベント(兵庫ふれあいフェスティバル2005)会場を活用し、兵庫県学生献血推進協議会の学生ボランティアとの連携によるFMラジオ番組の公開収録を通じて、献血の普及啓発を図った。
29	奈良県	若者献血推進啓発普及事業	高校生を対象とした啓発資材(チラシとオリジナル・トイレットペーパー)を県内各高校へ配布し、献血の意義・必要性についての知識普及を図る。	①11月1日～11月7日 ②11月8日～11月20日	献血運動啓発ポスター応募入賞作品の展示	献血運動啓発ポスター募集事業で応募のあった作品について審査し、その入賞作品21点を、大型スーパー2店舗において展示して献血運動推進をPR。
30	和歌山県	高校生献血普及啓発事業	県下の各高校を訪問し、高校への献血車、献血推進冊子ポップ・ステップ・ジャンプの活用を依頼した。	7月13日	第41回献血運動推進全国大会	献血功労者の表彰・体験発表・アトラクション他
31	鳥取県	普及啓発事業	県の広報誌による普及啓発に加え、県の広報キャンペーンの中で献血を取り上げていただき、テレビスポット(30秒、動画)、ラジオスポット及び新聞広告のマルチメディアを使って普及啓発を行った。	7月24日、8月7日、8月21日	街頭献血キャンペーン	高校生ボランティアの協力による街頭献血キャンペーンを実施。高校生に対する献血研修と高校生の街頭での献血呼びかけボランティア体験及び感想文集の作成。
32	島根県	高校生ふれ愛キャンペーン	献血に関するリーフレットを県内の全高校生を対象に配布し、リーフレットに掲載された献血クイズの解答や献血に関するメッセージを募集することで、献血への関心を促すとともに正しい知識の普及を図る。	7月27日、8月1日、8月3日	高校生献血サマースクール	県内の東西部の高校各2校を対象として、血液センターの1日施設見学会や献血に関する学習会を実施することで、献血の重要性を実感してもらう。
33	岡山県	岡山県愛の血液助け合い運動	夏場の献血者確保に努めるとともに、献血に関する普及啓発を行った。(7～8月)	7月1日	岡山県愛の血液助け合い運動オープニングイベント	オープニングセレモニー、パレード、啓発資材等の配布。
34	広島県	献血広報啓発強化事業	テレビスポット、ラジオスポット、県広報誌、県HPによる献血広報の回数を増加することによって広報を強化した。また、中・高校生対象に募集した献血推進ポスターの優秀作品を県内各地で約半年間展示し広く普及啓発を行った。	7月27日	平成17年度広島県献血推進大会	広島県内で血液事業に功労のあった方々への表彰状・感謝状の贈呈・伝達、広島県献血推進ポスター募集の優秀作品の表彰などを行い、県内の献血推進運動を盛り上げる。
35	山口県	献血推進事業	ポスター・作文の募集及び作品集の作成配布。献血誌本の作成配布(高校及び高専1年生)、高校卒業記念献血。報道機関によるPR(テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等)。イベント実施団体等への献血協力要請	7月	強調月間イベント	○15地区開催(ヤングボランティア、関係団体の協力を得て、イベントを開催し、啓発活動及び献血者の確保を図った。)
36	徳島県	献血推進特別事業	新成人向けの啓発冊子の作成配布や献血推進ポスターの駅張り広報、400mL、成分献血推進の広報等、血液が不足しがちな冬場の献血呼びかけを行った。	平成17年10月15日	献血フェスティバル「あわあブラッド2005」	県民に広く献血推進を呼びかけるための啓発イベントを鳴門市内で実施した。

平成17年度における都道府県献血推進情報一覧(平成18年2月1日現在)

県No	都道府県	献血推進事業		イベント等の予定		
		事業名	概要	月日	事項	概要
37	香川県	血液対策事業	高校生街頭献血キャンペーン(H18.3.18実施予定):新規啓発事業。高校生に献血についての学習をしてもらった後、呼び込みを経験してもらう。	7月27日	香川県献血運動推進大会	・厚生労働大臣表彰状・感謝状、日赤献血功労表彰状・楯の贈呈を行う。 ・献血体験発表、特別講師による講演等を行う。
38	愛媛県	地区献血推進協議会運営費補助事業	各保健所に設置している地区献血推進協議会に対して活動運営費を補助する。地区献血推進協議会においては、地域の実情に合わせた活動(市町が行う健康フェアや産業祭等において献血推進キャンペーンを行う等)を実施する。	7月下旬~8月	小学生親子血液センター見学体験教室	小学校5、6年生及びその保護者を対象に、血液センター・献血ルームの見学及び献血の呼び込み体験等を通じて、献血が命を救うボランティアであることを意識付けるとともに、小学生の夏休みの自由研究を応援することを目的として開催する。
39	高知県	献血推進員連絡会の開催	献血推進員を委嘱し、推進員を対象とした連絡会を開催。献血事業の啓発及び推進への協力を求め、献血活動の一層の促進を図る	1月9日	第30回はたちの献血街頭キャンペーン	高知ファイティングドッグスの若手選手に「高知県赤十字血液センター1日所長」をお願いし、新成人等、同年代の若者に対し、献血の普及・啓発をおこなうことで、冬場における献血者の確保を図る。
40	福岡県	若年者献血普及啓発活動	少子高齢化時代を迎え、若年者の献血への協力が求められているため、高校教育の一環として現在行われているボランティア授業の中で献血思想の普及啓発が図られるよう努める。	8月23日	九州ブロック学生献血推進協議会「学生献血サミット」	県内各大学で工夫を凝らした若者に対する献血への呼びかけや、活動発表等を行うことにより、各県学生相互の交流を高める。
41	佐賀県	献血者登録制度	電子メール、携帯電話による献血者登録を募集し、登録者に対し、住所・勤務地に応じて献血車の運行状況やイベント情報等の告知を行っている	7月	愛の血液助け合い運動	期間中のラジオ等による献血啓発。献血啓発イベント「献血夏祭り」と合わせて、献血推進に積極的に協力してきた実績がある団体及び個人に対する表彰状等の贈呈。
42	長崎県	献血推進緊急対策	長崎県における輸血用血液製剤の在庫が著しく低下したことにより、長崎県献血推進本部の設置や県民に対し献血への協力を求める各種活動等を実施した。	5月7日	献血推進緊急キャンペーン	関係機関の協力を得てチラシや啓発資材等を配布しながら、県内5カ所で献血の呼びかけを行った。
43	熊本県	若年層献血啓発事業	小学6年生向けの献血啓発資料(下敷き)の作成配布・中学校向け献血啓発壁新聞の作成配布・高校生献血者へのけんけつちゃんタオルプレゼント(以上は県が実施)、献血情報誌の2万部作成配布・18歳からの献血キャンペーンとして期間中(3~4月)に献血した18と19歳の人にハローキティのストラップをプレゼント(血液センター実施)	啓発資料配布は2月中から、ミニライブは2月12日に開催予定	川崎あいミニライブ	はたちの献血キャンペーンの一つとして、献血クイズに答えた希望者を抽選で500名無料招待
44	大分県	献血推進啓発普及事業	献血者確保のための普及啓発、新規献血者確保対策のキャンペーン等実施	7月23日・24日	サマー献血キャンペーン(献血サポーター)	県内の献血会場で地域住民へ献血の呼びかけ及びJ1チームのホームゲームでサポーターに啓発
45	宮崎県	ヤング献血キャンペーン事業	テレビスポットコマーシャルの制作・放映を行い、若年層を中心に献血思想の普及啓発を図る。	5月8日	「みんなで体験さわやか献血」街頭キャンペーン	献血ルーム「たちばな」前で、知事自ら献血への協力の呼びかけを行い、献血推進の強化を図る。
46	鹿児島県	高校生献血の推進	学校を訪問し、生徒だけでなく、教職員、父兄も含む400ml献血を中心とした高校生献血の実施。	7月2日	「愛の血液助け合い運動」街頭キャンペーン	ミス鹿児島、ボランティア団体、高校生等約130名の参加者が、通行人に啓発資材を配布し、献血への理解と協力を呼びかけた。
47	沖縄県	献血思想普及啓発事業	主に高校3年生を対象とした献血教室の実施	1月6日	街頭キャンペーンの実施	ミス那覇(新成人)による、新成人を代表しての献血宣言及び献血協力